

中小企業の再生に向けた中小企業庁の取り組み

2025年3月17日

中小企業庁 事業環境部 金融課

1. 再生支援の総合的対策

- 再生支援二ーズの高まりを踏まえ、2024年3月に、財務省、金融庁と連携して「再生支援の総合的対策」を策定し、支援プレーヤー毎の取組強化策を公表。

再生支援の総合的対策

経済産業省
金融庁
財務省

- 1. 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②保証付融資の増大や再生支援等の二ーズの高まりを踏まえて支援を強化する。
- 2. なお、本年7月以降は、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

コロナ資金繰り支援

主な施策

- 1. ①コロナセーフティネット保証4号(100%保証、借換目的のみ)、②コロナ借換保証(100%保証の融資は100%保証で借換)を本年6月末まで延長。
- 2. 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長。7月以降は、災害貸付金利を適用(特例金利(▲0.5%)を廃止)し、特別貸付制度は継続(期限あり)。
- 3. 日本政策金融公庫等のコロナ資本金性劣後ローンを本年6月末まで延長するとともに、総合経済対策(令和5年11月)に基づき利用を促進。

1. 信用保証協会による支援の強化

主な施策

- 1. 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】
 - ① 金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。
 - ② 経営改善支援の効果検証指標を設定(売上高営業利益率、EBITDA等)し、目標・実績を協会別に公表。
 - ③ 中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。
 - ④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
 - ⑤ 「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明。利用実績を協会別に公表。
- 2. 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】
 - 保証申込時等の契約書において、事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターを明記。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。
- 3. 求償権放棄の円滑化(再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請)【24年3月】

2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】
 - **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。
2. 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】
 - ① 協議会で再生支援を行う**弁護士等の下で、地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
 - ② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。
3. 事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携推進【24年3月】
 - 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化や評価比重を拡大**する。

3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。等
2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

4. 民間金融機関による支援の強化

主な施策

1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一歩先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】
 - 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有（プッシュ型での情報提供）
 - メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、**「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進**。【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取り組みを一層促進。【24年度～】

2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家（弁護士、税理士、会計士等）を発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】
- ② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

3. 事業者のガバナンス向上支援（経営者保証を不要とするための課題解決促進）

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等を取りまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

5. 政府系金融機関による支援の強化

主な施策

1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン(限度額15億円)」を本年6月末まで延長【再掲】
2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援
 - コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。
3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】
 - 早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画(民間金融機関による協調支援なしの場合)として活用できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
 - 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

6. 関係省庁の連携による支援の強化

主な施策

1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】
 - ① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口(仮)」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築し、対応する。
 - ② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等を取りまとめ、横展開を実施。 等
2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】
 - 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、関係省庁の大臣より要請文を発出。

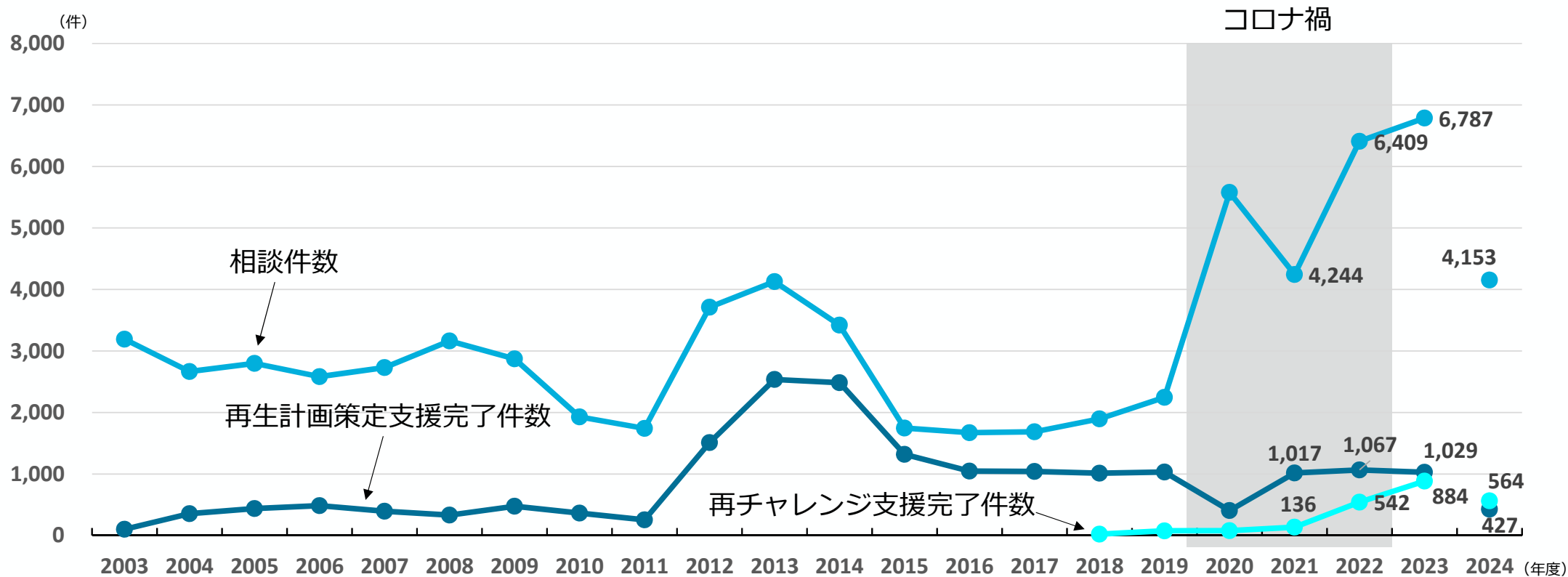
2. 中小企業活性化協議会の概要

- **中小企業活性化協議会**は、中小企業の「駆け込み寺」として全国47都道府県に設置されており、地銀OBや土業等の専門家が常駐。
- 中小企業活性化協議会がハブとなり、金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジのフェーズに応じた支援を実施。

相談 対応	相談対応		
	収益力改善フェーズ	再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
	中小企業活性化協議会の常駐専門家が支援・伴走		
	収益力改善支援 収益力低下、借入増加の恐れのある中小企業を対象に、1～3年間の収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画策定を支援。	プレ再生支援 - 将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。 再生支援 - 外部専門家とともに、リスケジュール・DDS・債権放棄などの金融支援（財務面の支援）を含む再生計画の策定を支援。	再チャレンジ支援 事業再生が極めて困難な中小企業等を対象に、円滑な廃業に向けた助言や弁護士の紹介、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。
民間専門家（認定経営革新等支援機関）が支援・伴走			
中小企業活性化協議会が一元的に対応	早期経営改善支援（ボスコロ） - 金融支援に至る前段階での早期の経営改善（資金繰り計画等の基本的な計画策定）を支援。 ※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言。	経営改善支援（405事業） - リスケ・新規融資等の金融支援を含む経営改善計画を支援。 ※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言。	再生・廃業支援 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく私的整理（事業再生または廃業）を支援。

3. 中小企業活性化協議会の支援実績

- 2023年度の中小企業活性化協議会への相談件数は過去最高の**6,787件**。2024年度も、上半期で既に4,153件となっている。
- 再チャレンジ支援完了件数は大幅な増加傾向。



※ 1 中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編（上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む）。

※ 2 再チャレンジ支援完了件数は、紹介弁護士等への助言まで完了した件数。

（上半期）

4-1. 中小企業活性化協議会の常駐専門家

- 中小企業活性化協議会には**563名**の専門家が常駐。

(人、%)

	統括責任者		統括責任者補佐		トレーニー		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
金融機関出身者	42	89.4	283	64.3	60	78.9	385	68.4
信用保証協会出身者	1	2.1	16	3.6	16	21.1	33	5.9
弁護士	0	0.0	62	14.1	0	0.0	62	11.0
公認会計士	1	2.1	22	5.0	0	0.0	23	4.1
税理士	0	0.0	2	0.5	0	0.0	2	0.4
中小企業診断士	1	2.1	39	8.9	0	0.0	40	7.1
その他 (中小企業支援機関等)	2	4.3	16	3.6	0	0.0	18	3.2
合 計	47	100.0	440	100.0	76	100.0	563	100.0

※ 2025年2月1日時点。

(参考) 専門家の偏在

- 「第三者支援専門家候補者リスト」に登録されている第三者支援専門家数は、地域によって偏りがみられる。

(人)

	協議会 弁護士SM	第三者支援 専門家
北海道	2	3
青森県	1	1
岩手県	1	0
宮城県	2	1
秋田県	1	0
山形県	0	0
福島県	1	0
茨城県	1	1
栃木県	1	0
群馬県	1	1
埼玉県	1	0
千葉県	1	3
東京都	4	139
神奈川県	1	7
新潟県	1	4
長野県	1	2

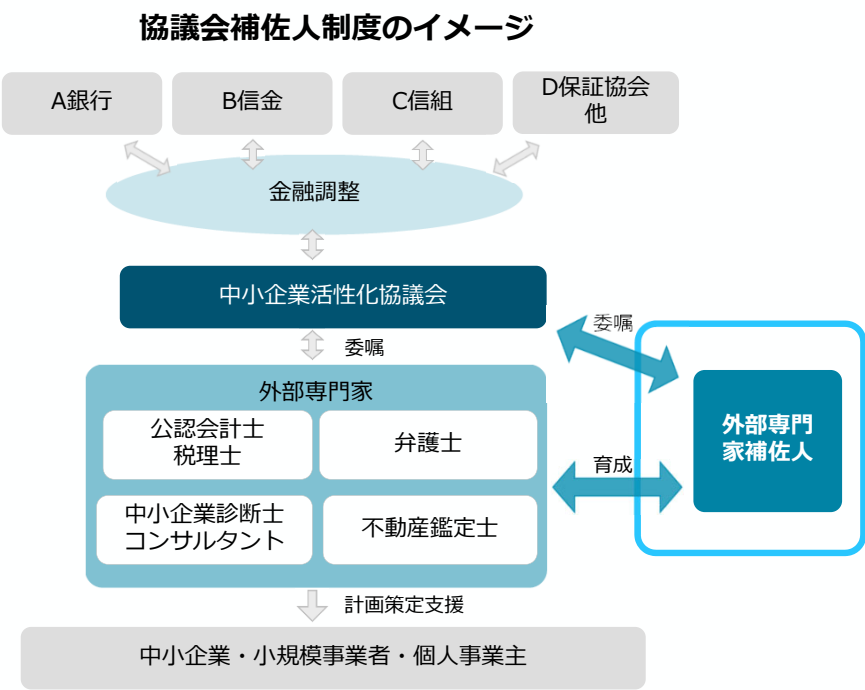
	協議会 弁護士SM	第三者支援 専門家
山梨県	1	0
静岡県	1	2
愛知県	3	7
岐阜県	1	1
三重県	2	1
富山県	1	1
石川県	1	1
福井県	1	0
滋賀県	1	1
京都府	2	9
奈良県	1	1
大阪府	4	31
兵庫県	2	8
和歌山県	1	1
鳥取県	1	1
島根県	1	2

	協議会 弁護士SM	第三者支援 専門家
岡山県	2	4
広島県	2	2
山口県	0	0
徳島県	1	1
香川県	1	1
愛媛県	1	1
高知県	1	1
福岡県	3	9
佐賀県	1	0
長崎県	1	1
熊本県	1	1
大分県	1	1
宮崎県	1	1
鹿児島県	1	0
沖縄県	1	0
合計	62	252

(※1) 協議会弁護士SMは2025年2月末時点、第三者支援専門家は2024年11月末時点。
(※2) SMとは、統括責任者補佐の略称。

5. 協議会補佐人制度の創設

- **協議会補佐人制度**とは、協議会が具体的な案件ごとに選定する外部専門家の下で、「外部専門家補佐人」として支援に参画できる制度。一定のケースで外部専門家補佐人を3回経験すれば、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家リストに掲載可能。
- 2024年11月末時点で当該リストに専門家の掲載がない都道府県のうち、栃木県、埼玉県、沖縄県では既に本制度が活用されているところ。



活用協議会	件数
北海道	2
青森県	1
宮城県	1
栃木県	4
群馬県	6
埼玉県	2
新潟県	5
山梨県	1
静岡県	5
岐阜県	3
富山県	1
大阪府	6
兵庫県	5
徳島県	5
香川県	3
愛媛県	2
高知県	1
熊本県	1
鹿児島県	3
沖縄県	7
合計	64

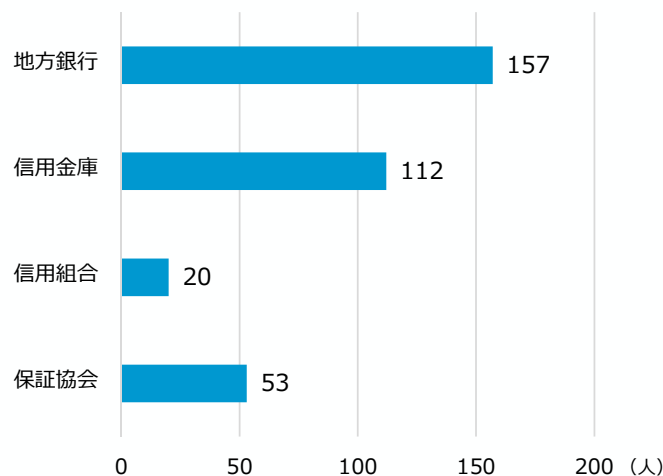
職種	人数
公認会計士	9
税理士	1
公認会計士・税理士	2
中小企業診断士	15
弁護士	24
合計	51

※ 2024年12月末時点
※ 同一の専門家が複数案件の外部専門家補佐人になっているケースが存在。

6. 中小企業活性化協議会トレーニー研修制度

- 2022年度からの3年間で、**計342名**のトレーニーを受け入れ。
- 本制度を通じて、協議会事業への理解や派遣元の金融機関等との関係構築が図られた結果、トレーニー派遣実績のある金融機関の計画策定支援件数は、派遣実績のない金融機関の**3倍以上**となっている。

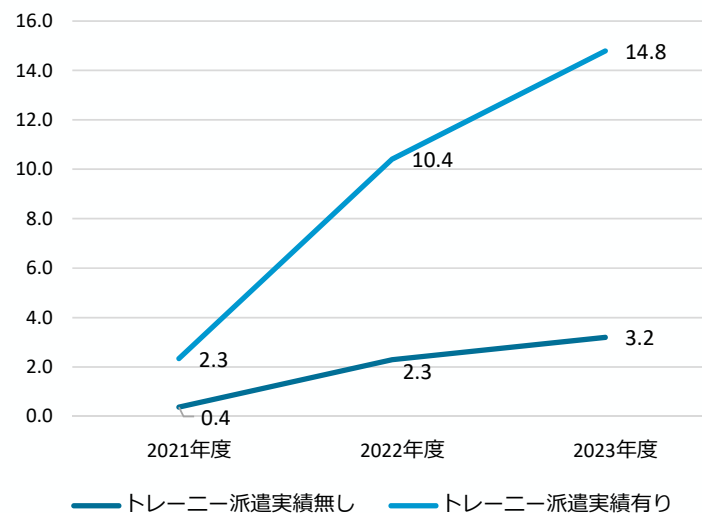
トレーニー派遣実績
(2022～2024年度累計)



※属性別の2022年度～2024年度のトレーニー派遣累計人数

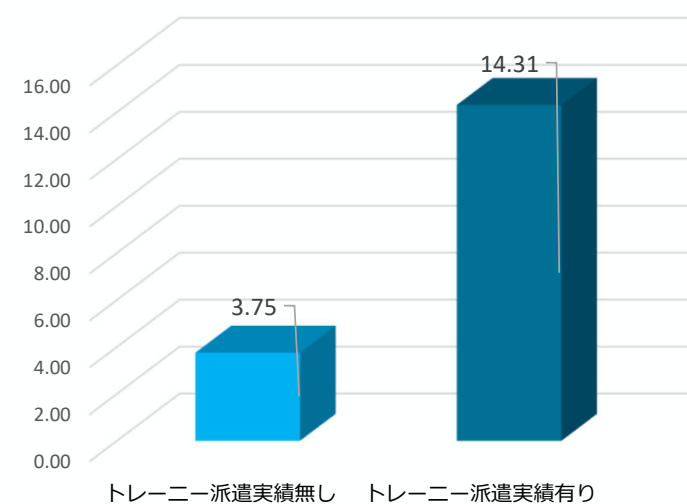
(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より加工

活性化協議会への
事前相談件数



(1 金融機関当たりの年間事前相談件数)

1 金融機関当たりの計画策定支援件数
(2021～2023年度累計)



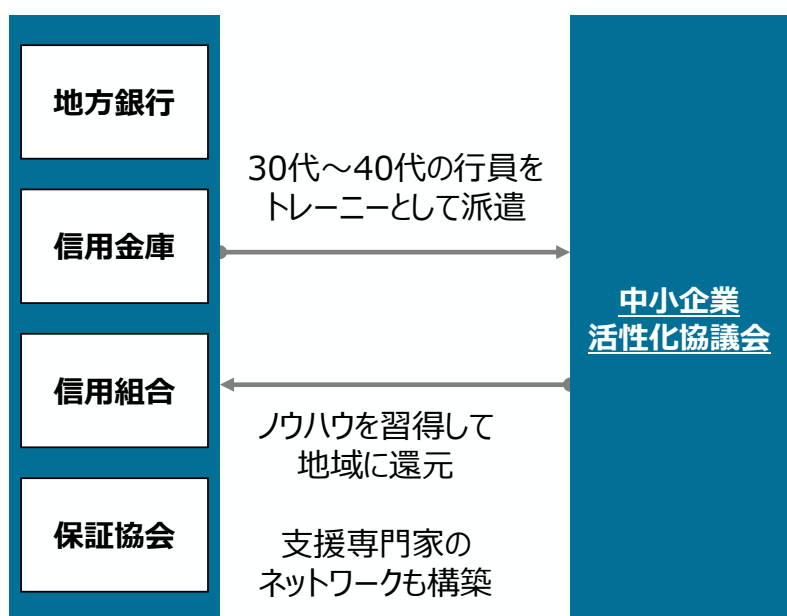
(1 金融機関当たりの計画策定支援件数)

※計画策定支援：収益力改善支援・リスク・ブレ再生計画策定・再生計画策定
(債権放棄・DES・DDS)

(参考) 中小企業活性化協議会トレーニー研修制度

- 派遣期間は原則 6 か月とし、半期毎に金融機関団体を通じて募集。
- トレーニーや派遣元、中小企業活性化協議会からは、「協議会の職員だけでなく、弁護士や公認会計士など、様々な専門家と知り合うことができ、トレーニー期間終了後も再生案件への相談や対応が行いやすくなった」、「協議会との距離感がより近くなり、金融機関を交えた相談会（意見交換会）を行うようになった」等の声が聞かれている。

トレーニー制度のイメージ



トレーニー制度の評価

トレーニーや派遣元 からのコメント	活性化協議会（全国本部） からのコメント
- 協議会の職員だけでなく、様々な専門家（弁護士や公認会計士、中小企業診断士）と知り合うことができ、事業再生において知識の幅が広がった。トレーニー期間終了後も再生案件への相談や対応が行いやすくなった。 - トレーニー制度を通じた再生支援実務ノウハウの蓄積・還元が期待される。 - 実際の案件に触れることで、事業者への再生支援への実務のみならず、協議会の公平中立な立場として事業者に寄り添う考え方などが学習できた。	- OJTを実施することで統括責任補佐の協議会事業の理解が深まった。 - 各地域での（事業再生実務）専門家人材の育成に繋がることが期待される。 - トレーニーを受入れすることで、現場のモチベーションアップに繋がった。 - トレーニーを通じて各地域・現場の声の把握、課題の掘り起こしが期待できる。 - 協議会との距離感がより近くなり、金融機関を交えた相談会（意見交換会）を行うようになった。

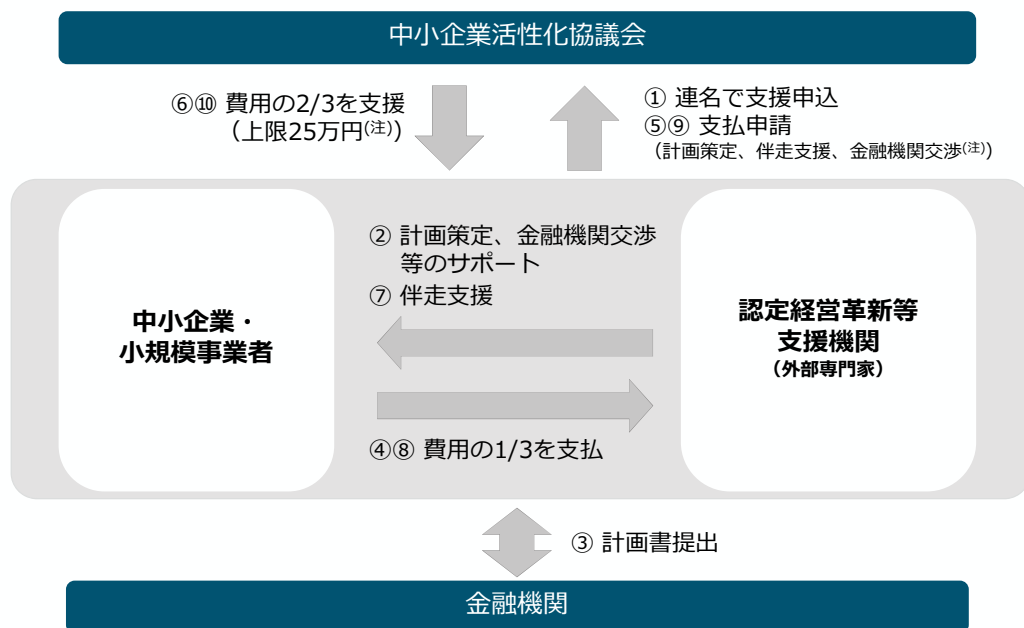
（資料）トレーニーおよび各活性化協議会（全国本部）からのヒアリングを基に金融課作成

7-1. 早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業）

- 本事業は、中小企業による資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプラン等の計画策定を、認定経営革新等支援機関が支援するもの。
- 中小企業が認定経営革新等支援機関に対し支払う費用の **2/3** を中小企業活性化協議会が補助。

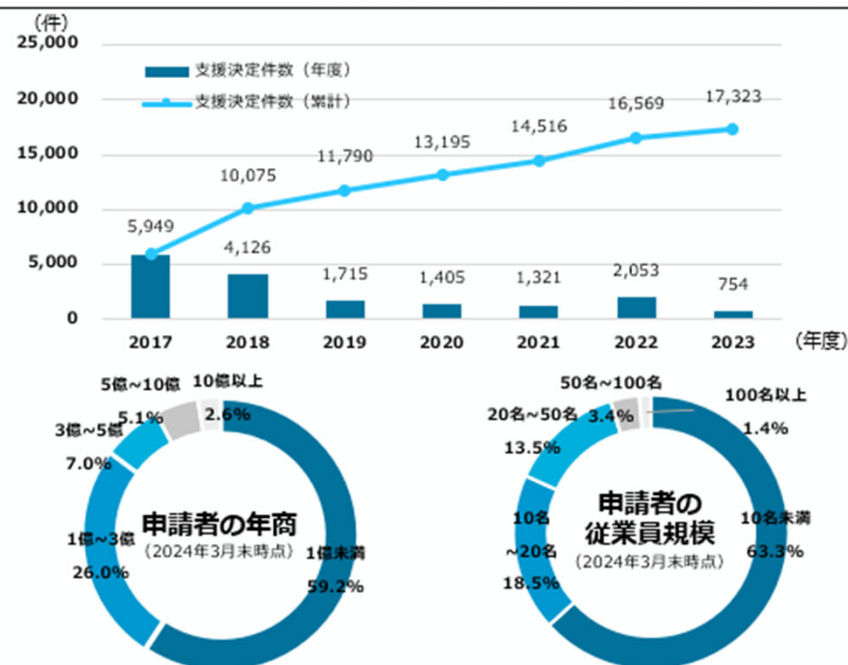
※上限額25万円（経営者保証解除を目指した計画を作成し金融機関交渉をする場合は、上限10万円を別途補助。）

事業スキーム



(注)経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合は別途補助（補助上限額10万円）

制度利用状況 ※2024年3月末現在

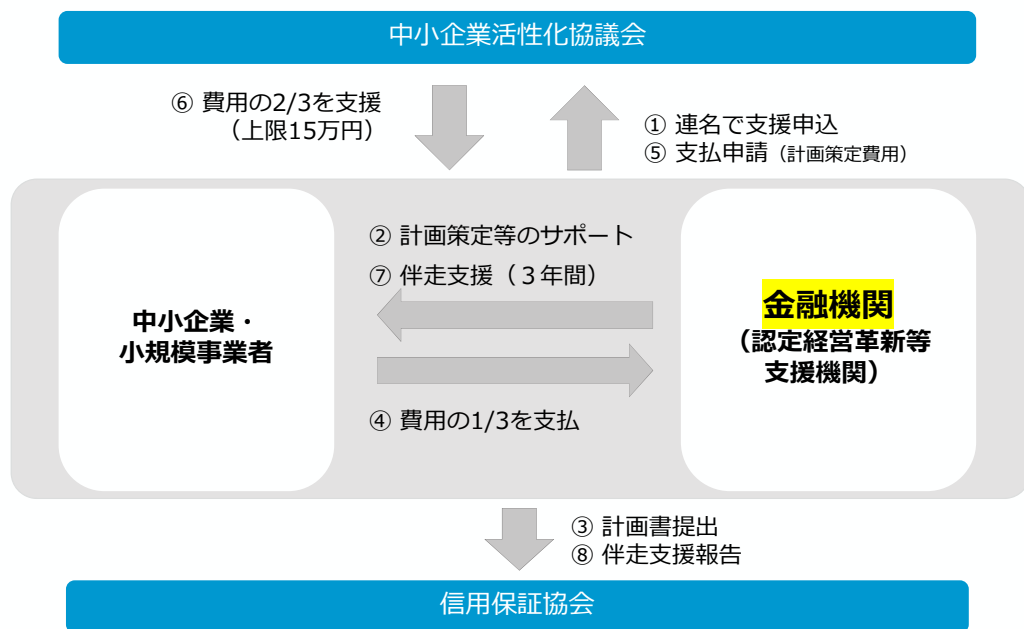


(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

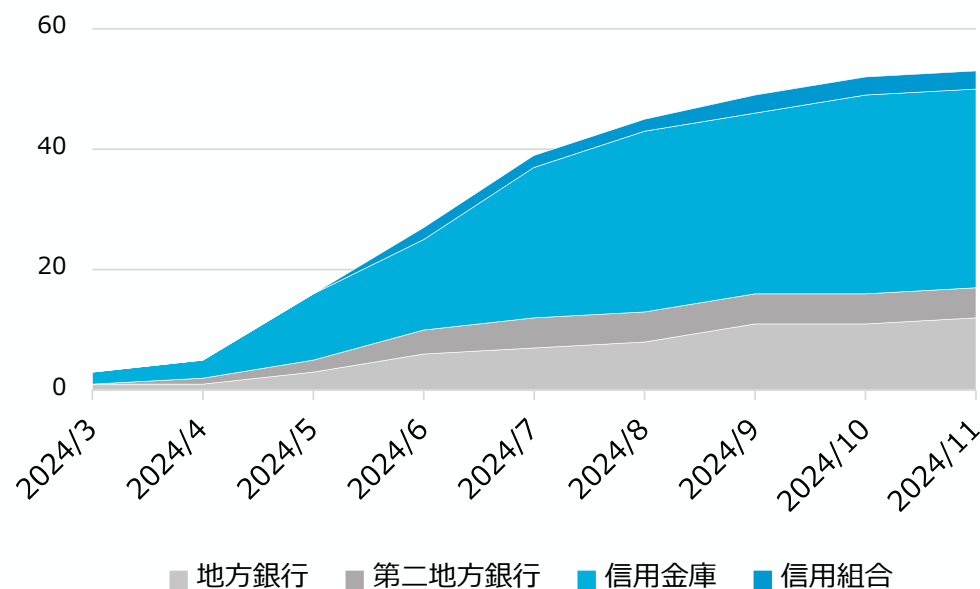
7-2. 民間金融機関によるポストコロナ利用にかかる制度見直し①

- 民間金融機関による本事業の実施期間を2028年1月末まで延長。
- 民間金融機関が本制度の活用を通じて取引先企業の支援体制を整備し、積極的に経営支援に取り組むことを強く期待。

事業スキーム



活用した金融機関数の推移（件）



（出所）中小企業活性化全国本部提供資料より

7-2. 民間金融機関によるポスコロ利用にかかる制度見直し②

- 対象事業者について、民間ゼロゼロ融資の保証債務残高要件を拡大。

	改正後	改正前
実施期間	2025年2月～2028年1月	2024年2月～2025年1月
補助額	上限15万円（計画策定費用の2/3のみ）	
伴走支援	3年間（注1）	
対象事業者	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること。 ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること。 ③ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が4,000万円以下であり、そのうち民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高割合が50%以上であること。	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること。 ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること。 ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること。 ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高の2倍以内であること。

(注1) 早期経営改善計画の策定日から最初の決算期を起算日（0期）とし、以降1年間の決算期（金融機関の場合3年間）まで。

(注2) 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とする。

(注3) 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

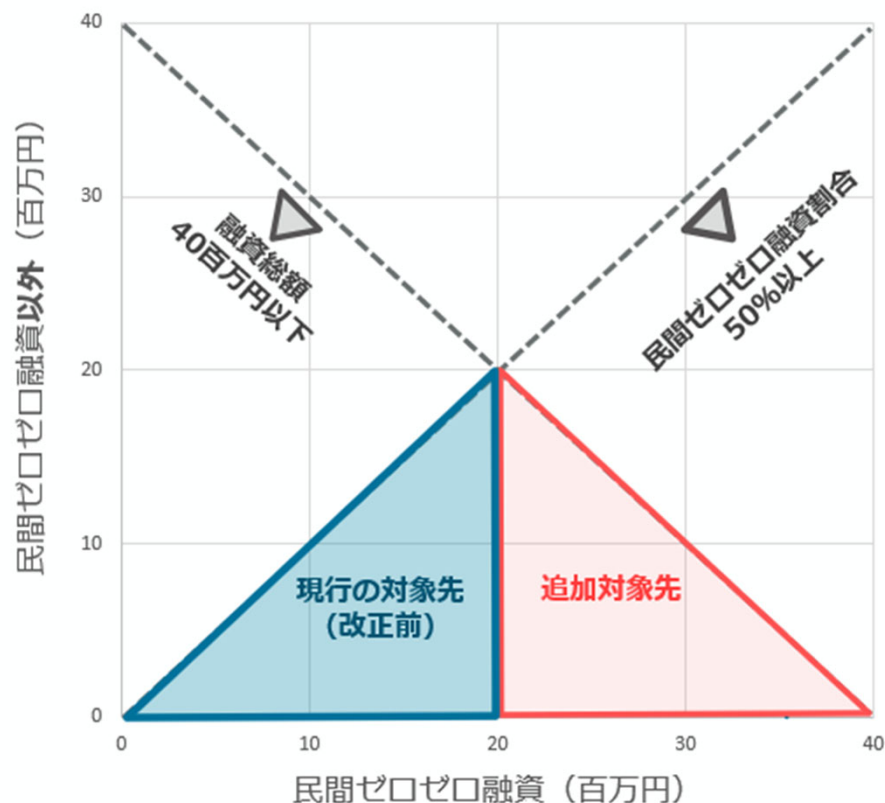
(注4) 融資総額には、手形・でんさい等の割引及び支払承諾の残高は含みません。また、当座貸越等の極度貸付における未使用分の残高（空き枠）は、融資総額に含みません。

※融資総額は、いわゆる当座貸越・手形貸付・証書貸付（及びそれに準じる融資）における実際に貸し付けている残高の総額です。

(参考) 制度見直しのイメージ

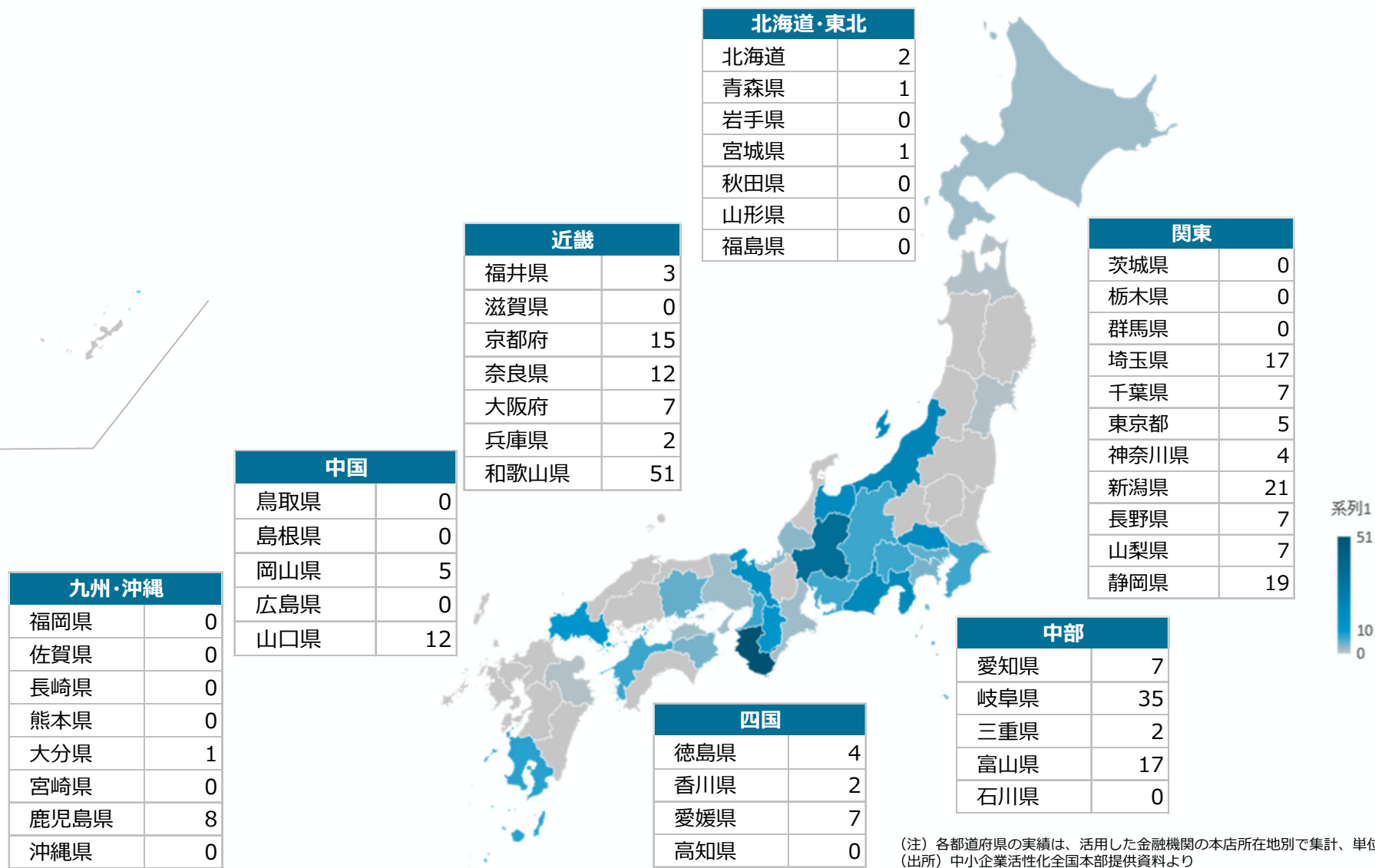
- 融資総額4,000万円以下の範囲内で、民間ゼロゼロ融資の保証債務残高が2,000～4,000万円も対象となるよう要件を拡大。

対象要件のイメージ



改正後	改正前
① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること
② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること	② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること
③ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が4,000万円以下であり、そのうち民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高割合が50%以上であること。	③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること
	④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高の2倍以内であること

(参考) 地域別にみたポストコロナ事業の活用状況 (2025年2月7日時点)



(注) 各都道府県の実績は、活用した金融機関の本店所在地別で集計、単位：件。
(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

8. 信用保証協会から中小企業活性化協議会への 事前相談の持込実績（2024年度上期）

保証協会	持込件数	保証協会	持込件数	保証協会	持込件数
北海道	10	山梨県	7	鳥取県	7
青森県	2	長野県	15	島根県	5
岩手県	14	静岡県	15	岡山県	10
宮城県	10	愛知県	16	広島県	3
秋田県	7	名古屋市	4	山口県	7
山形県	1	岐阜県	13	香川県	12
福島県	7	岐阜市	2	徳島県	3
新潟県	7	三重県	7	高知県	14
茨城県	37	富山県	12	愛媛県	24
栃木県	18	石川県	0	福岡県	4
群馬県	12	福井県	0	佐賀県	13
埼玉県	25	滋賀県	21	長崎県	13
千葉県	6	京都府	1	熊本県	10
東京都	54	大阪府	46	大分県	5
神奈川県	3	兵庫県	25	宮崎県	7
横浜市	9	奈良県	9	鹿児島県	4
川崎市	2	和歌山県	3	沖縄県	3

合 計	564
全国平均	11.1
中 央 値	7

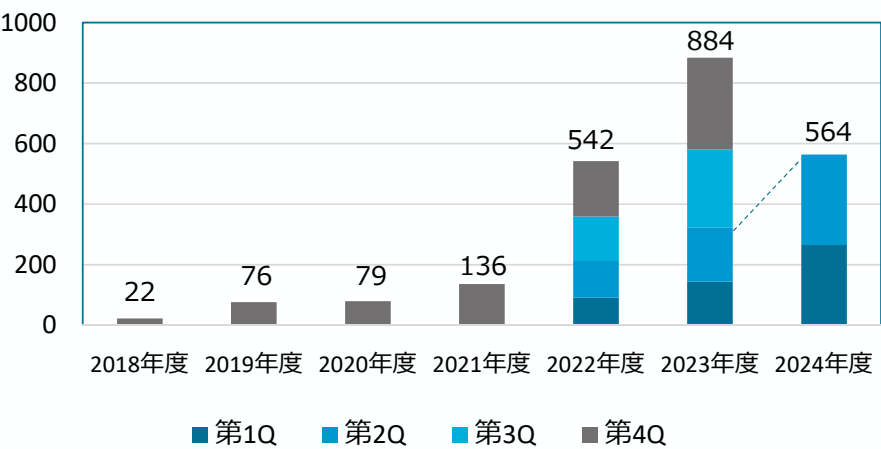
（出所）中企庁HP「信用保証協会の中小企業活性化協議会への相談持込み等状況」<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/soudan.html>

8. 再チャレンジ支援の拡充

- 経営者保証ガイドライン※を通じて個人保証債務を整理し、事業者の早期の決断を促すため、2025年3月から、経営者保証ガイドラインの活用が見込みがある等の一定の条件の下で、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等（弁護士への相談時に発生する謝金等）についても、その一部を協議会が負担できるよう制度を見直し。

※経営者保証ガイドライン：2013年に全国銀行協会と日本商工会議所が策定。（仮に破産した場合でも手元に残せる）自由財産99万円に加えて、早期の廃業の決断により、華美でない自宅などを経営者の手元に残せること等を示しており、経営者の負担軽減につながるもの。

再チャレンジ支援完了件数



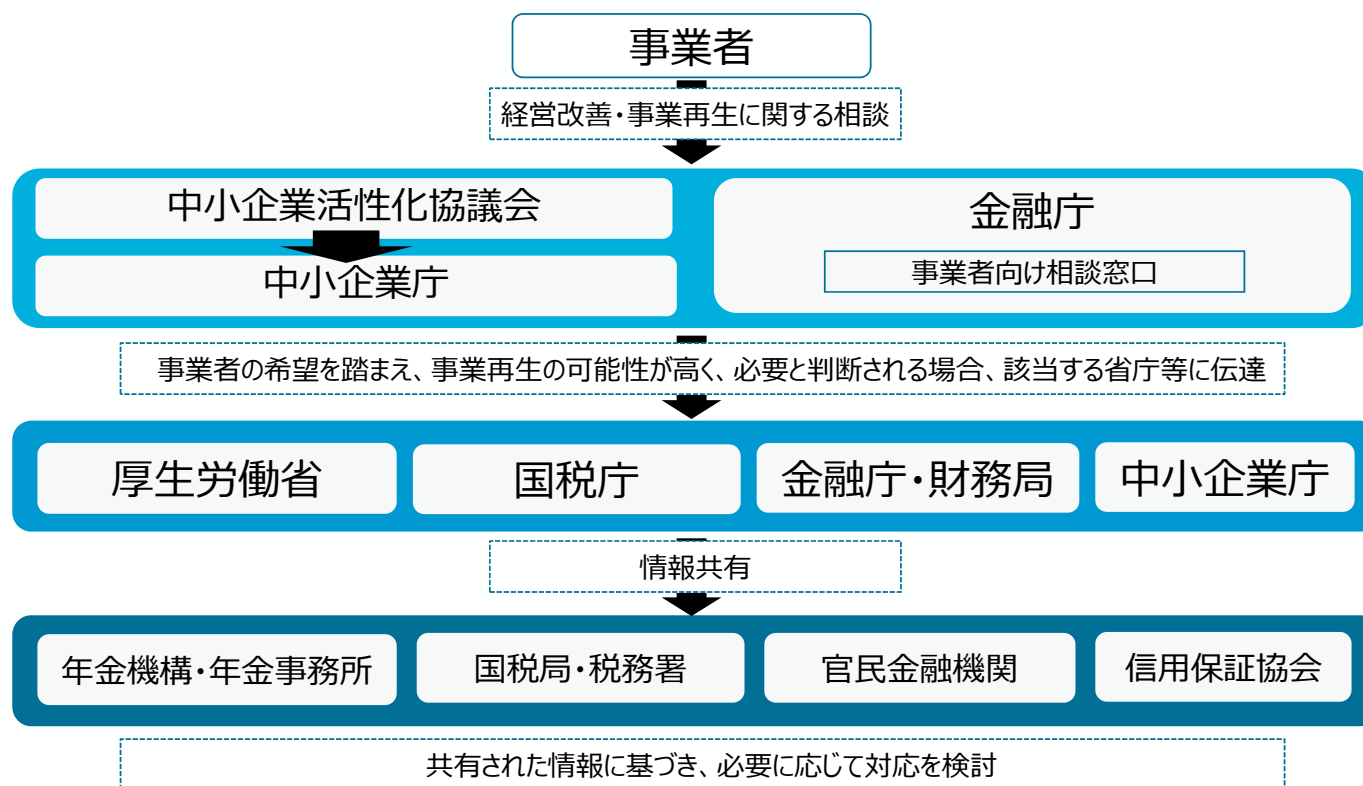
※2018年度から2021年度までは期別の集計は行っていない。

新規支援内容（赤字下線部分）

	①主たる債務（法人）	②個人保証債務（経営者等）
一体型 （①と②両方の債務を一体で整理）	（2022年4月に策定した）「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型私的整理手続）」を活用した主たる債務と個人保証債務の一体整理に係る計画策定費用を支援（従前から措置）	
単独型 （①と②の債務それぞれを整理）	法的整理（破産・特別清算） <u>相談料（弁護士謝金：3回まで）</u>	経営者保証ガイドライン 外部専門家費用（従前から措置） <u>法人破産及び経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理に係る各種手続・専門家費用（一律20万円）</u>

9. 事業再生情報ネットワークの創設（2024年6月～）

- 再生可能性の高い中小企業情報を公租公課の徴収現場（年金事務所、税務署等）や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定に資する仕組みを構築し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指すもの。
- 2025年1月末までに延べ36件の申請を受付。



※地方税の課税主体である各地方団体に対しては、総務省から本ネットワークの趣旨等を周知。

※中小企業庁・金融庁等から中小企業活性化協議会・官民金融機関に対し、①公租公課の納付状況の確認、②公租公課は優先納付されるべき債権であることや納付計画を遵守しない場合のリスクの周知、③必要に応じた資金繰り支援や納付計画策定支援など、事業者支援の徹底を要請。

10. 事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携強化

- 地域における支援の最大化を図るため、「中小企業活性化協議会」と「事業承継・引継ぎ支援センター」、「よろず支援拠点」の3機関連携を強化。
- 各機関での内部評価において、案件の受渡し件数の見える化や評価比重を拡大したほか、各地で「3機関連携推進会議」を開催し、適切な受渡し・共同支援が可能となるよう環境整備を進めているところ。

①互いの業務内容把握

- 3機関間での互いの業務内容の把握。
- 3機関における支援現場の第一線の相場観の共有。

(例) ①相談受付から、実際の支援、支援完了までの業務フロー

- ②事業者から得る情報の粒度
- ③支援に当たっての案件受渡しのタイミング

③連携に必要なインフラ・ルール整備

- 各地域における案件受渡し等のルールの整備。
- 案件受渡しにあたり、3機関で共通の受付フォーマットや、案件受渡しを案内する業務フローの整備。

②案件の受渡しができる関係構築

- 名刺交換の関係にとどまらず、組織×組織や、個人×個人で連携に関する信頼関係を構築。

④案件受渡し・共同支援の実行

- 受渡しや共同支援すべき案件が出てきた際に、適時適切な受渡しや共同支援を実行。